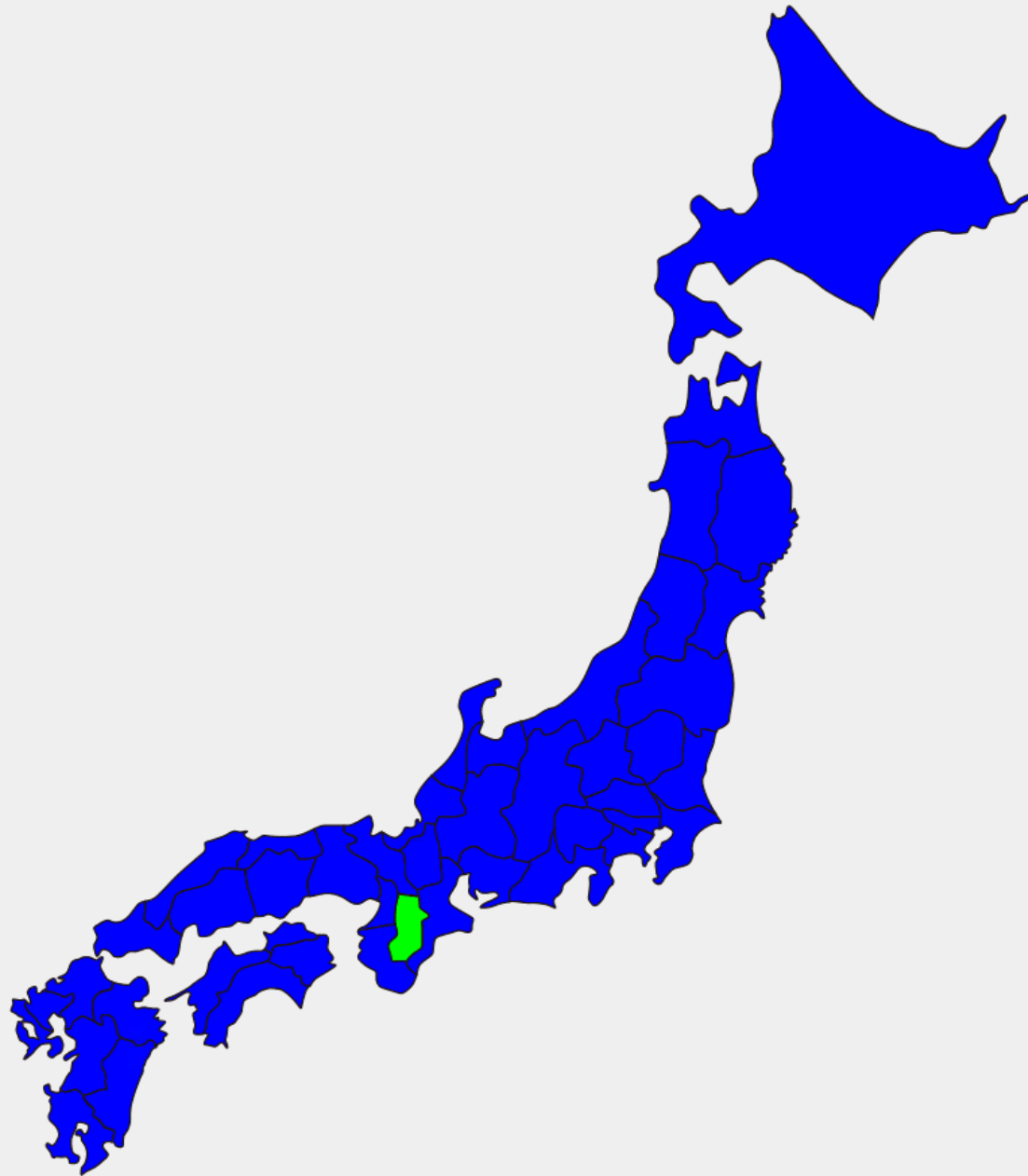


# 循環器病対策の取組について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

# 都道府県循環器病対策推進計画の 進捗状況について

# 都道府県別の循環器病対策推進計画 進捗状況：令和4年3月



■ 計画完成 ※ 46都道府県  
※近日中の公表予定も含む

■ 計画作成中

(令和4年3月29日 厚生労働省調べ)

# 令和4年度の循環器病対策の 概要について

# 令和4年度 循環器病対策予算の概要

## 基本的な考え方

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）及び循環器病対策推進基本計画（令和2年10月閣議決定）に基づき、循環器病に関する普及啓発や医療提供体制の整備を行うことで循環器病対策の推進を図る。

### 1. 循環器病特別対策事業

1.1億円

- ①都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ②地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ③地域の循環器病医療を担う人材の育成等を目的とした研修会等の開催 等

### 2. 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業（新規）

2.0億円

脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するためのモデル事業の検証

### 3. 循環器病データベース構築支援事業（改要求）

0.1億円

データベースの管理・運営を行う、循環器病情報センターの立ち上げ

### 4. 循環器病に関する普及啓発事業

0.2億円

- ①循環器病に関する普及啓発資材の作成
- ②循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動
- ③最新の科学的知見に基づく医療情報等の収集と提供 等

### 5. 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

0.3億円

- ①基本的心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ②緩和ケア研修の受講促進を目的とした普及啓発 等

### 6. 厚生労働科学研究費等補助金 等（厚生科学課計上）

14億円

- ①健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
- ②循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発 等

## ○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

(地方公共団体の責務)

### 第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県循環器病対策推進計画)

### 第11条第1項

都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定しなければならない。



都道府県向けの補助金(補助率1/2)により、地域施策の支援を行う。

疾患対策の企画・検討等を行う会議体の運営



医療従事者を対象とした研修の開催等による人材育成



普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施



循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施



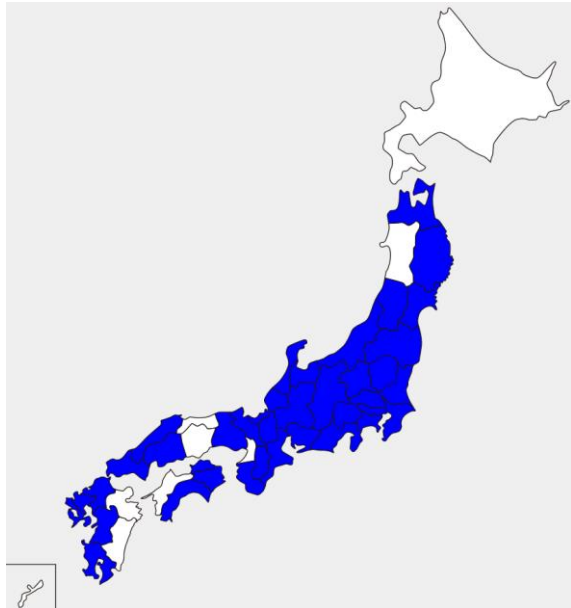
循環器病に関する相談窓口の設置・運営



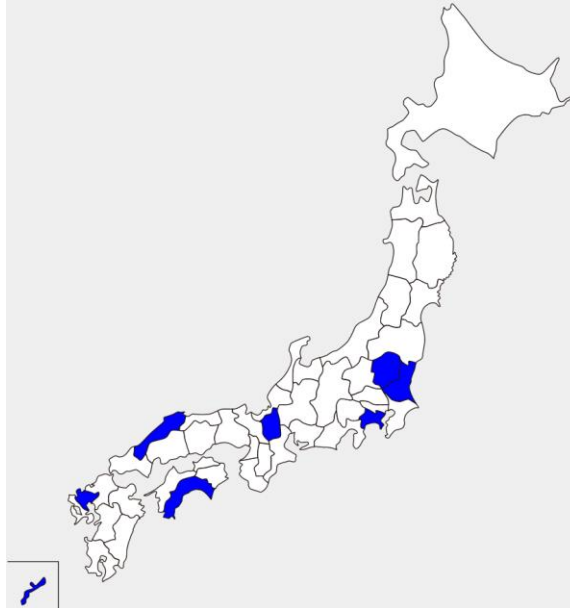
循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築



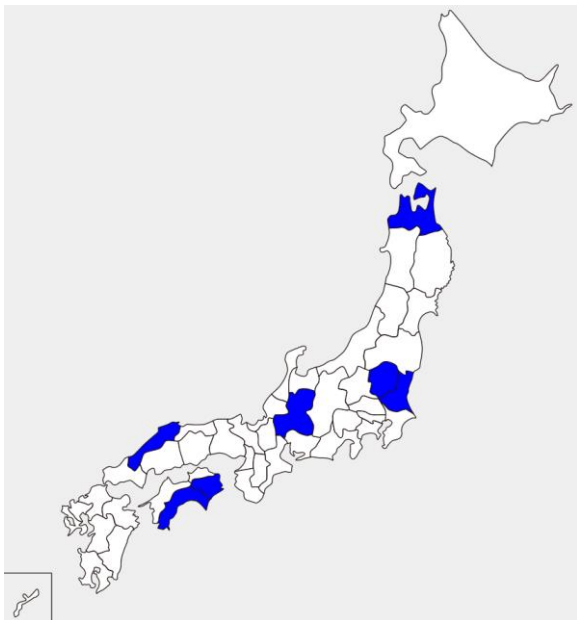
会議体の運営（38都府県）



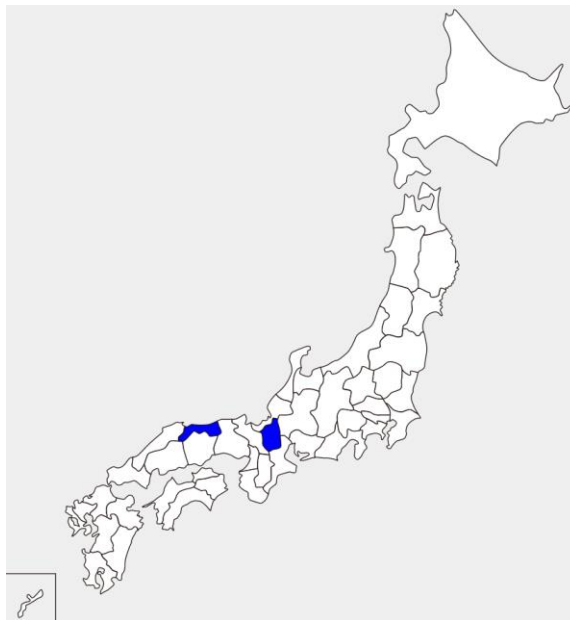
人材育成（8県）



普及啓発（7県）



多職種連携の推進（2県）



※申請のなかった都道府県においても、各取組に対して積極的に取り組んで頂いている事例もあり、「申請がないこと＝循環器病対策が進んでいない」ことを意味するものではない。

事業概要

- 循環器病対策推進基本計画で、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、**脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築**するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも**幅広い内容**（※）であり、各医療施設で個々の取組はされているものの**情報が行き渡っていない**とはいえず、**全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある**

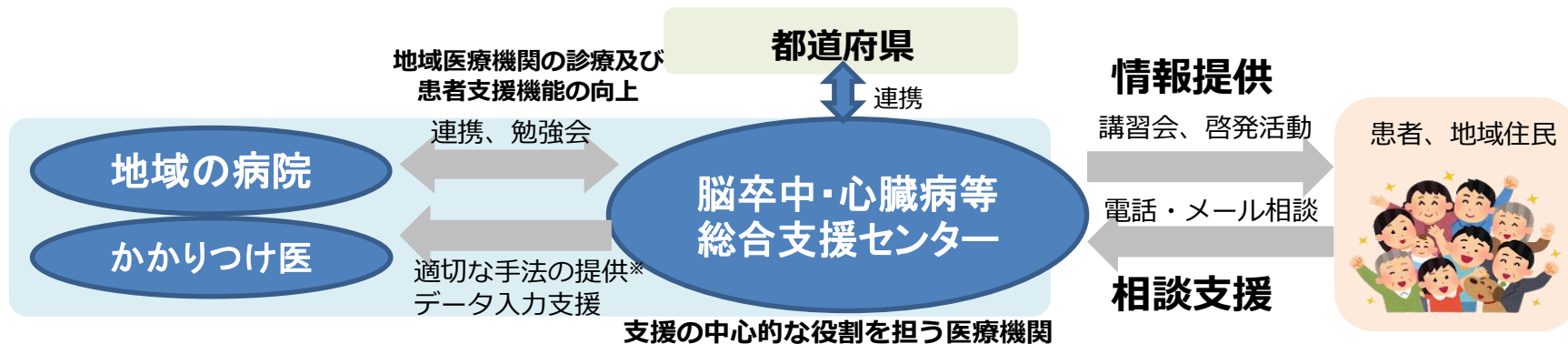
※具体的に、社会連携に基づく循環器病患者支援、リハビリテーション等の取組、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援、循環器病の緩和ケア、循環器病の後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策などが不十分

- この取組を効果的に推進するために、**専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携**を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催したり、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、まずモデル的に、**全国に10都道府県程度において先行的に実施し、検証を行う**

脳卒中・心臓病等総合支援センターのイメージ

本モデル事業の有効性を検証した上で、好事例として横展開を図る等により将来的に全国に広げることを検討

＜役割＞ 循環器病に関する**情報提供**及び**相談支援**の、地域における核となり中心的な役割を担う



＜センターに求められる要件＞ 支援の中心的な役割を担うことから、各疾患に対して専門的な知識が求められることを想定

- 先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取りながら、データ入力の支援等もできること（※詳細はR3年度特別研究で報告）
- 自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること

**期待される効果：地域医療機関の診療及び患者支援機能の向上が可能となる**

**国民がワンストップで必要な情報を得られるとともに、より効率的かつ質の高い支援が可能となる**



# 循環器病に関する普及啓発事業

## ○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

（基本理念）

### 第2条第1項

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速且つ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（循環器病の予防等の推進）

### 第12条

国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境、肥満その他の健康状態並びに高血圧症、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響並びに循環器病を発症した疑いがある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集提供体制の整備等）

### 第18条第1項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療及び福祉に関する情報（次項に規定する症例に係る情報を除く。）の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。



### 【循環器病に関する正しい知識の普及啓発を実施】

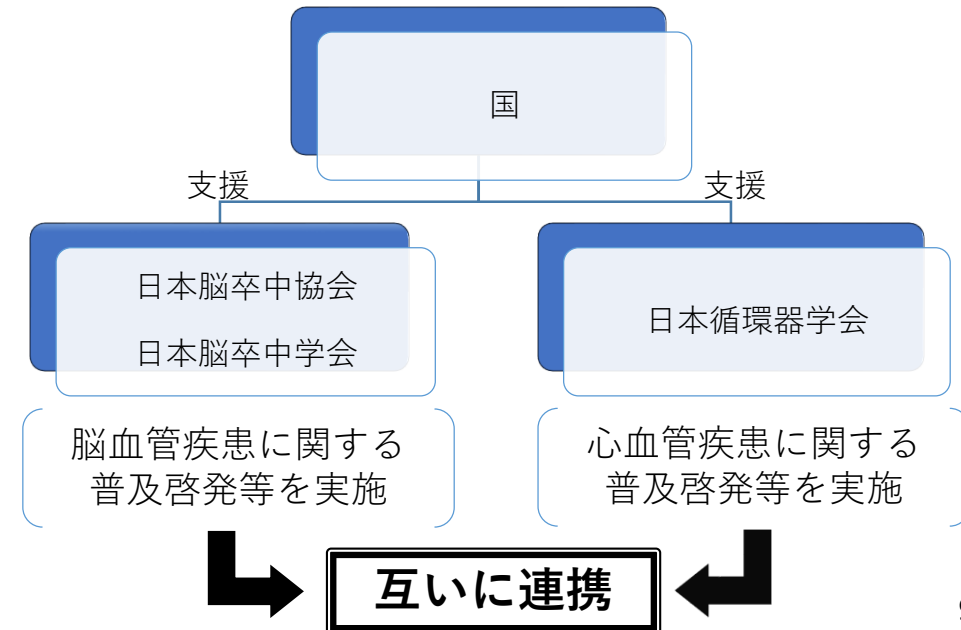
- 循環器病とは
- 循環器病に関する生活習慣等の影響
- 発症直後の対応 等

例：普及啓発資材の作成、HP掲載、シンポジウムの開催

### 【循環器病に関する専門情報の収集・提供】

- 最新の科学的知見に基づく情報の収集
- 最新の医療情報等の提供
- 循環器病に関する情報をまとめた非専門医向けのガイドブックの作成 等

例：学会員からの専門情報収集、ガイドブックの作成、シンポジウムの開催



# 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）  
（保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等）

第17条

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者に対する研修の機会の確保その他のこれらの者の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

○循環器病対策推進基本計画（令和2年10月27日閣議決定）

4. 個別施策【循環器病の緩和ケア】（取り組むべき施策）

専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。

緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の対象疾患  
（概要）

悪性腫瘍  
後天性免疫不全症候群  
末期心不全

算定に当たっての要件（一部抜粋・概要）

緩和ケアチームの設置  
緩和ケアチームの構成メンバーは  
以下の研修を修了している必要がある。

緩和ケア研修として認められた研修

- ・がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会
- ・日本心不全学会により開催される基本的な心不全緩和ケアトレーニングコース

緩和ケアの普及と緩和ケアに携わる医療従事者の増加等を目的として、以下の事業を実施し、緩和ケア医療の充実と底上げを図る。

## ①すべての医療従事者のための緩和ケア研修会

すべての医療従事者が身に付けるべき基礎的な緩和ケアについて、委員会を設置の上、緩和ケア研修会のコンテンツ等の検討を行う。

## ②緩和ケアに関する普及啓発

医療従事者や一般向けに緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発を行う。

緩和ケア研修を  
実施する  
日本心不全学会  
に委託

# 循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における循環器病関連研究 (生活習慣病管理分野：循環器疾患対策に関する研究) 令和4年度

## 令和2年度からの継続

- 脳卒中急性期診療提供体制の変革に係る実態把握及び有効性等の検証のための研究
- 心血管疾患の急性期診療提供体制に係る実態把握及び施設間連携手法の有効性等の検証のための研究

## 令和3年度からの継続

- 循環器病の再発、重症化、QOL低下予防に資する手法の確立のための研究
- 循環器病対策推進基本計画に基づいた、都道府県の有用な目標指標の設定のための研究
- 循環器病に係る急性期から回復期・慢性期へのシームレスな医療提供体制の構築のための研究
- 弁膜症、狭心症等の循環器病診療の標準化・適正化に資する研究

## 令和4年度新規

- 国の循環器病対策推進基本計画に基づく都道府県の循環器病対策推進計画の円滑な策定及び実行に資する研究
- 循環器病の再発・重症化に係るリスク因子の評価及び介入の費用対効果の検証のための研究
- 循環器病の救急医療現場における専門医間の連携推進のための研究
- 国や都道府県が循環器病対策に関する計画を策定する際に利用可能な指標の設定及び新型コロナウイルス感染症による循環器病への影響の評価のための研究
- 循環器病におけるゲノム・オミックス研究の有用性・必要性の評価のための研究
- 循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究
- 循環器病に対する複合リハビリテーションを含むリハビリテーションの現状と課題の明確化のための研究

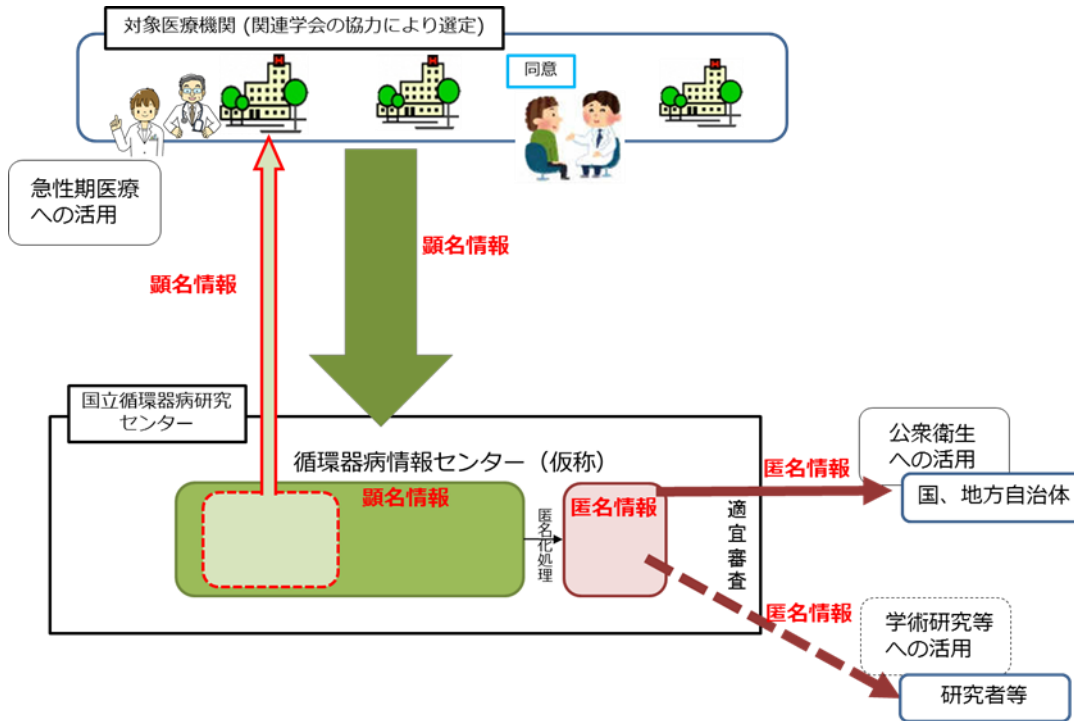
# 循環器病データベース構築支援事業（令和3年度）

## スケジュール

令和元年度	令和2年度	令和3年度
R1.12～基本法施行	R2.10～第1期基本計画	
厚生労働科学特別研究	循環器病の診療情報収集・提供体制検討事業	循環器病データベース要件定義、仕様書作成等
		令和4年度の開発に向けて外部委託により要件定義、仕様書の作成、調達支援を行う。

## システムイメージ

（非感染性疾患対策に資する循環器病の診療情報の活用の在り方に関する検討会報告書から抜粋）



- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

（情報の収集提供体制の整備等）  
第18条第2項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法の開発及び医療機関等におけるその成果の活用を資するため、国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び循環器病に係る医学医術に関する学術団体の協力を得て、全国の循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 循環器病対策推進基本計画（令和2年10月27日閣議決定）

### 4. 個別施策

循環器病対策全体の基盤の整備として、診療情報の収集・提供体制を整備し、循環器病の実態解明を目指す。

【循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備】

急性期医療の現場における診療情報の活用や診療提供体制の構築、予防（一次予防のみならず、二次予防及び三次予防も含む。）等の公衆衛生政策等への診療情報の活用を目的として、国立研究開発法人国立循環器病研究センターをはじめとした医療機関、関係学会等と連携して、まずは脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、急性冠症候群、急性大動脈解離及び急性心不全（慢性心不全の急性増悪を含む。）に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みを構築する。

# データベース事業について (参考資料)

# 電子カルテ情報等の標準化を本格的に進めるために

今後、電子カルテ情報の標準化を迅速かつ効率的に進めていくためには、国民、医療機関、保険者など、それぞれの関係者にとって、その効果が実感でき、利用（導入）したくなる、費用負担に納得できる状況が必要。

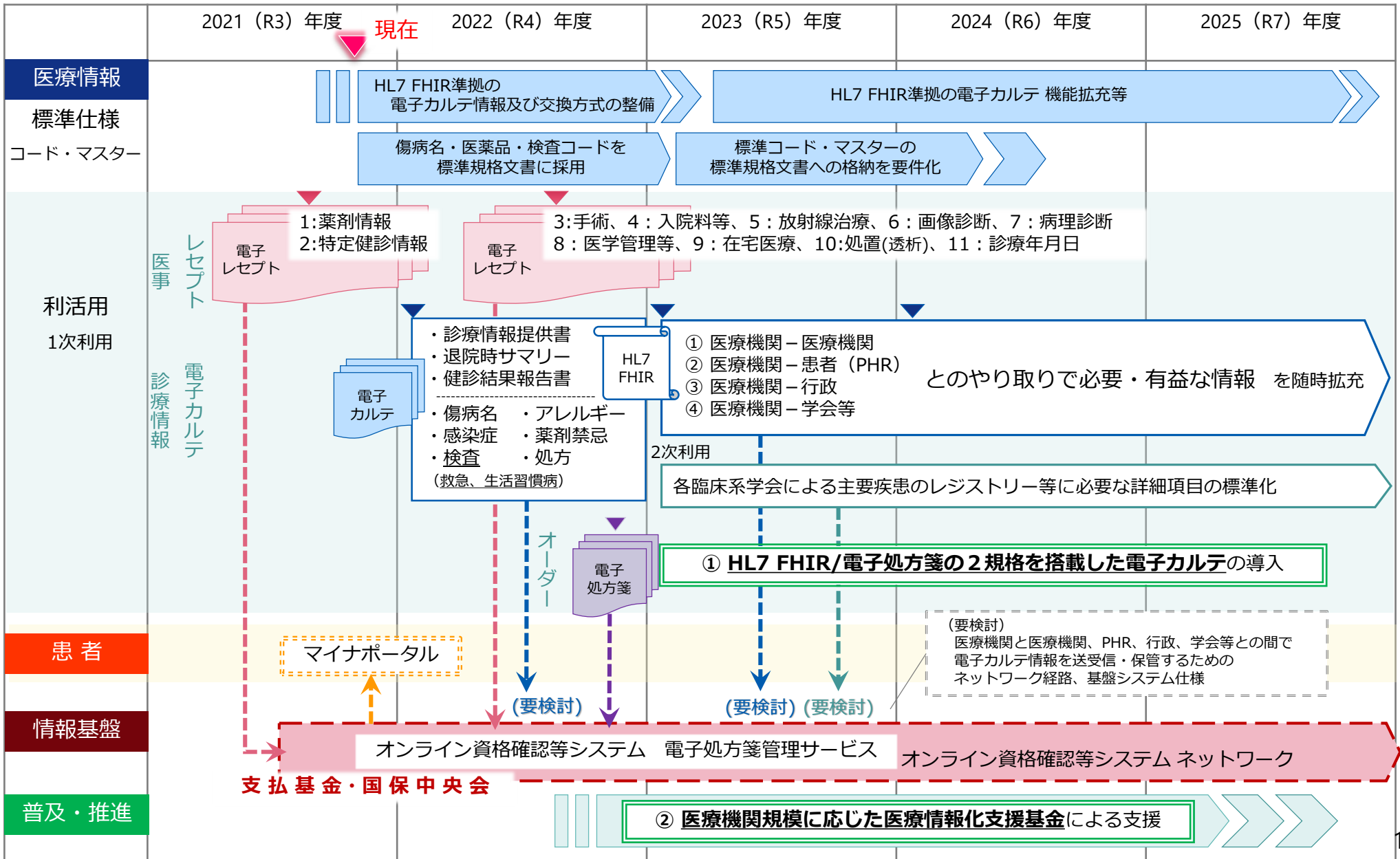
## 期待される効果

## 想定される施策

国民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマホ等で自らの医療情報を把握でき、持ち運び可能</li> <li>・ 通院を要せず、タイムリーに検査結果等を把握</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ より正確な患者への問診を効率的に実施</li> <li>・ 日常的な文書（診療情報提供書等）を自動的に作成可能</li> <li>・ 他の医療機関の診療情報提供書等の取込作業が不要</li> <li>・ システム関係経費の節減、 診療所でも安価なクラウド版電子カルテを導入</li> <li>・ 最新のガイドラインに基づく、 EBM（Evidence-Based Medicine）を提供</li> <li>・ データの利活用（二次利用）への貢献</li> </ul>
保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複検査の防止等、医療費の適正化</li> <li>・ 特定健診（40歳以上75歳未満・年1回）に加え、 診療情報（検査結果等）を活用した保健指導</li> </ul>
ベンダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的かつ効率的なシステム開発が可能</li> <li>・ カスタムオーダー対応からの解放（SE人材の有効活用）</li> </ul>

- ・ Web技術を活用した標準規格（HL7 FHIR）の採用
- ・ マイナポータルや民間PHRの拡充・活用促進
- ・ 診療領域や疾患に特有の必須入力項目の策定
- ・ 頻用文書の構造化・規格化と診療報酬改定時のシステム更新に合わせた新規リリース
- ・ 標準化作業体制の抜本的強化
- ・ オンライン情報基盤の整備
- ・ 次世代医療基盤法の見直し
- ・ 診療報酬等での対応等
- ・ 医療情報化支援基金による支援

# 電子カルテ情報等の標準化 今後の進め方 (イメージ)



# 電子カルテ情報及び交換方式の標準化

## 【目指すべき姿】

患者や医療機関同士などで入退院時や専門医・かかりつけ医との情報共有・連携がより効率・効果的に行われることにより、患者自らの健康管理等に資するとともに、より質の高い切れ目のない診療やケアを受けることが可能になる。

## 1. 電子カルテ情報及び交換方式等の標準化の進め方

- ① 医療機関同士などでデータ交換を行うための規格を定める。
- ② 交換する標準的なデータの項目、具体的な電子的仕様を定める。
- ③ 当該仕様について、標準規格として採用可能かどうか審議の上、標準規格化を行う。
- ④ 標準化されたカルテ情報及び交換方式を備えた製品の開発をベンダーにおいて行う。
- ⑤ 医療情報化支援基金等により標準化された電子カルテ情報及び交換方式等の普及を目指す。

医療情報標準化  
推進協議会  
(HELICS協議会)  
医療標準化指針 採択

## 2. 標準化された電子カルテ情報の交換を行うための規格や項目(イメージ)

- ・ データ交換は、アプリケーション連携が非常に容易なHL7 FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みをあらかじめ実装・稼働できることを検討する。
  - ※HL7 FHIRとは、HL7 Internationalによって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワーク。
  - ※API (Application Programming Interface) とは、システム間を相互に接続し、情報のやり取りを仲介する機能。
- ・ 具体的には、医療現場での有用性を考慮し、以下の電子カルテ情報から標準化を進め、段階的に拡張する。

医療情報：① 傷病名、② アレルギー情報、③ 感染症情報、④ 薬剤禁忌情報、⑤ 救急時に有用な検査情報、⑥ 生活習慣病関連の検査情報、⑦ 処方情報  
上記を踏まえた文書情報：① 診療情報提供書、② キー画像等を含む退院時サマリー、③ 健康診断結果報告書

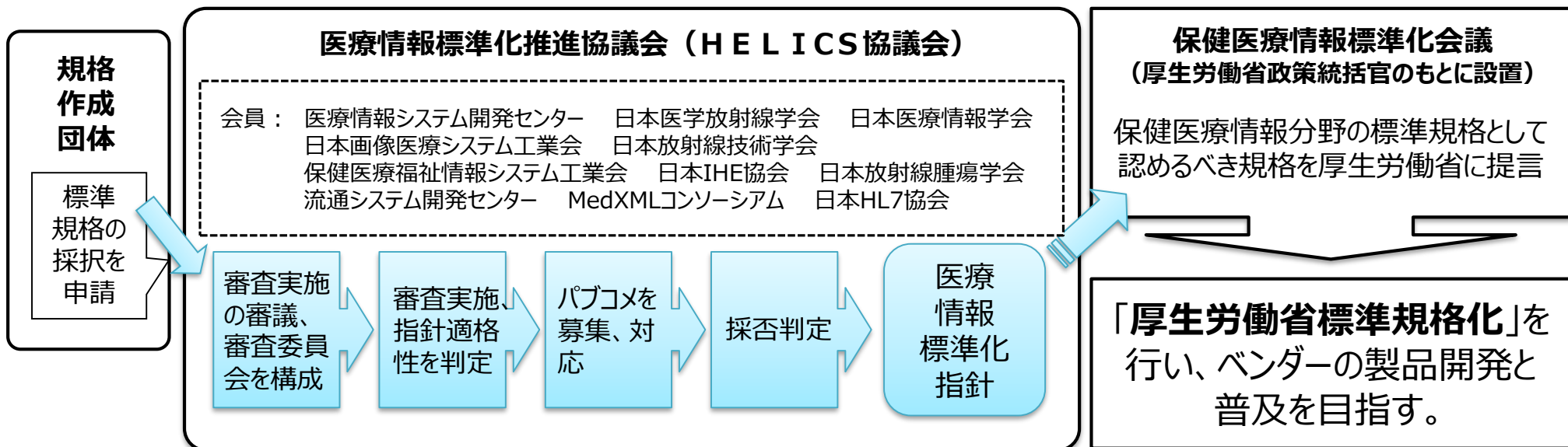
※ 画像情報については、すでに標準規格 (DICOM) が規定されており、今後、キー画像以外の画像についても、医療現場で限られた時間の中で必要な情報を把握し診療を開始する際の有用性等を考慮して検討を進める。

注：その他の医療情報については、学会や関係団体等において標準的な項目をとりまとめ、HL7FHIR規格を遵守した規格仕様書案が取りまとめられた場合には、厚生労働省標準規格として採用可能なものか検討し、災害時の利用実態も踏まえ、カルテへの実装を進める。



## 厚生労働省標準規格化に向けた進め方

- 令和2年度厚生労働科学特別研究事業「診療情報提供書, 電子処方箋等の電子化医療文書の相互運用性確保のための標準規格の開発研究」において、以下のHL7 FHIRの記述仕様書案を策定。(研究班ホームページ <https://std.jpfhir.jp/> 上で公開)
  - 診療情報提供書 FHIR®記述仕様書案
  - 退院時サマリー FHIR®記述仕様書案
  - 健康診断結果報告書 FHIR®記述仕様書案
  - 処方情報 FHIR®記述仕様書案
- 今年度、学会や事業者等の各種規格作成団体等が参画する民間団体「HELICS協議会」の審査を経て「医療情報標準化指針」とした上で、「厚生労働省標準規格化」を行い、ベンダーの製品開発と普及を目指す(産官学が協力して標準化を推進)。



# 循環器病に関する診療報酬改定について (参考資料)

## 回復期リハビリテーション病棟入院料に係る見直し

## 回復期リハビリテーションを要する状態の見直し

- 回復期リハビリテーションを要する状態について、「急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態」を追加し、算定上限日数を90日以内とする。

	回復期リハビリテーションを要する状態	算定上限日数
回復期リハビリテーション病棟入院料に入院する患者	1 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態又は義肢装着訓練を要する状態	○ 算定開始日から起算して <b>150日以内</b> ○ 高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位外傷の場合は、算定開始日から起算して <b>180日以内</b>
	2 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折又は2肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	○ 算定開始日から起算して <b>90日以内</b>
	3 外科手術後又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	○ 算定開始日から起算して <b>90日以内</b>
	4 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態	○ 算定開始日から起算して <b>60日以内</b>
	5 股関節又は膝関節の置換術後の状態	○ 算定開始日から起算して <b>90日以内</b>
	<b>(新) 6 急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態</b>	○ 算定開始日から起算して <b>90日以内</b>

# 地域包括診療料等における対象疾患等の見直し

## 地域包括診療料・地域包括診療加算の見直し

- 地域包括診療料等について、慢性疾患を有する患者に対するかかりつけ医機能の評価を推進する観点から、
  - 地域包括診療料等の対象疾患に、慢性心不全及び慢性腎臓病を追加する。
  - 患者に対する生活面の指導については、必要に応じ、医師の指示を受けた看護師や管理栄養士、薬剤師が行っても差し支えないこととする。
  - 患者からの予防接種に係る相談に対応することを要件に追加するとともに、院内掲示により、当該対応が可能なことを周知することとする。

### 現行

#### 【地域包括診療料】

##### [対象患者]

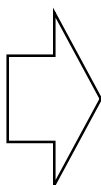
- 脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者

##### [算定要件]

- 当該患者を診療する担当医を決めること。担当医は、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師とし、担当医により指導及び診療を行った場合に当該診療料を算定する。
- 当該患者に対し、以下の指導、服薬管理等を行うこと。  
ア～ケ (略)

##### [施設基準]

- 健康相談を実施している旨を院内掲示していること。



### 改定後

#### 【地域包括診療料】 (※地域包括診療加算も同様)

##### [対象患者]

- 脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病（慢性維持透析を行っていないものに限る。）又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者

##### [算定要件]

- 当該患者を診療する担当医を決めること。担当医は、慢性疾患の指導に係る適切な研修を修了した医師とし、担当医により指導及び診療を行った場合に当該診療料を算定する。
- 当該患者に対し、以下の指導、服薬管理等を行うこと。  
ア～ケ (略)

コ 必要に応じ、患者の予防接種の実施状況を把握すること等により、当該患者からの予防接種に係る相談に対応すること。

##### [施設基準]

- 健康相談及び予防接種に係る相談を実施している旨を院内掲示していること。

# 今後のスケジュール（案）

# 循環器病対策に係る今後のスケジュールについて（案）

